

資料 6-1 審査が困難と考えられる安全装置等とその理由について

重大事故に関連する安全要求性能に係る安全装置・制動装置等及び制御器のうち主事等がその安全性能を建築確認において審査することが困難と考えられる装置（※）は下記の通り。

(1) 装置の機能発動の仕組みにプログラムや電氣的制御の概念があり、主事等における審査が困難であるもの

- ア 床合わせ補正装置【令第 129 条の 8 第 2 項第一号】
- イ 調節装置【令第 129 条の 8 第 2 項第二号】
- ウ 戸開走行保護装置【令第 129 条の 10 第 3 項第一号】
- エ 地震時等管制運転装置【令第 129 条の 10 第 3 項第二号】

(2) 主事等が判断するにあたり、特殊な試験結果の分析を必要とするもの

○ 非制御走行（かごの落下等）状態での性能について、試験結果等を踏まえて制動性能を確認する必要がある、主事等における審査が困難であるもの

- オ 調速機【令第 129 条の 10 第 2 項第一号】
- カ 非常止め装置【令第 129 条の 10 第 2 項第一号】
- キ 緩衝器【令第 129 条の 10 第 2 項第一号】

○ 試験結果等を踏まえて制動性能を確認する必要がある、設計図面等だけでは主事等における性能の審査が困難であるもの

- ク ブレーキ【令第 129 条 8 第 1 号】

(※) 特定行政庁・指定確認検査機関等から構成される、日本建築行政会議（JCBA）設備部会等からの聞き取りにより、審査に困難を伴う可能性がある旨示されたもの。